

山梨県の富士山監視映像データの気象庁への提供に関する協定

山梨県（以下、「甲」という。）及び気象庁地震火山部（以下、「乙」という。）は、甲に所属する富士山の火山監視映像データ（以下、「映像データ」という。）の乙への提供について、次のとおり協定する。

（目的）

1. この協定は、乙が行う以下の目的に資するため、甲に所属する映像データを乙に提供するためにあたって必要な事項を定めるものである。

乙の利用目的

乙の他、別途細目にて定める気象官署は以下のとおり利用する。

- （1）火山防災業務として必要な火山活動の常時監視
- （2）火山防災業務として必要な防災情報や資料・調査報告の作成及び発表

乙は、この協定に基づき甲から提供された映像データを、上記以外の目的に使用しないものとする。

（システムの接続構成及び責任区間）

2. 甲から乙への映像データを提供するためのシステム接続構成及び責任区間は、それぞれ別図1に示すとおりとする。

（経費の負担）

3. 甲から乙への映像データの伝送に係る経費は、別図1に示す当該機関間の協定において規定するものとする。

（映像データの公表）

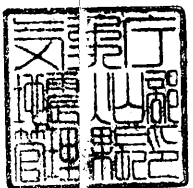
4. 乙は甲から提供された映像データを含む資料等を公表する際には、使用した映像データの提供機関名（クレジット）を明示することを原則とし、詳細は別途細目にて定める。

（映像データ提供の中止等）

5. 甲は、自らの業務に支障があると判断した場合には、予告なく映像データの乙への提供を中止することができるものとする。

（業務変更等に伴う処置）

6. 業務変更等に伴い、映像データの仕様等に変更が生じた場合及び障害又は施設の保守、改修などにより、観測を停止する場合は、甲乙は、それぞれ可能な限り事前に連絡す



るよう努めるものとする。

(疑義の解決)

7. 本協定に関する疑義及び本協定に記載のない事項について疑義が生じた場合は、両者協議してこれを解決するものとする。

(協定書の保管)

8. この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自1通を保管するものとする。

(有効期間)

9. 本協定書の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。
但し、甲又は乙から何らかの意思表示がない時は、同一条件をもって、さらに1年間更新する。その後の期間についても同様とする。

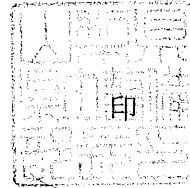
(委任規定)

10. 甲が提供する映像データの内容、手段その他この協定の実施に関する必要な細目的事項は、甲は「山梨県県土整備部砂防課長」が、乙は「気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター所長」が、相互に協議して定めるものとする。

平成28年3月24日

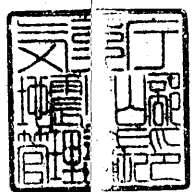
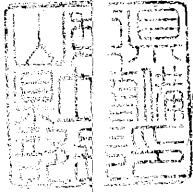
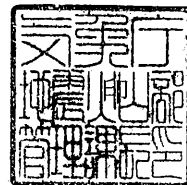
(甲)

山梨県県土整備部 部長
大野 昌仁

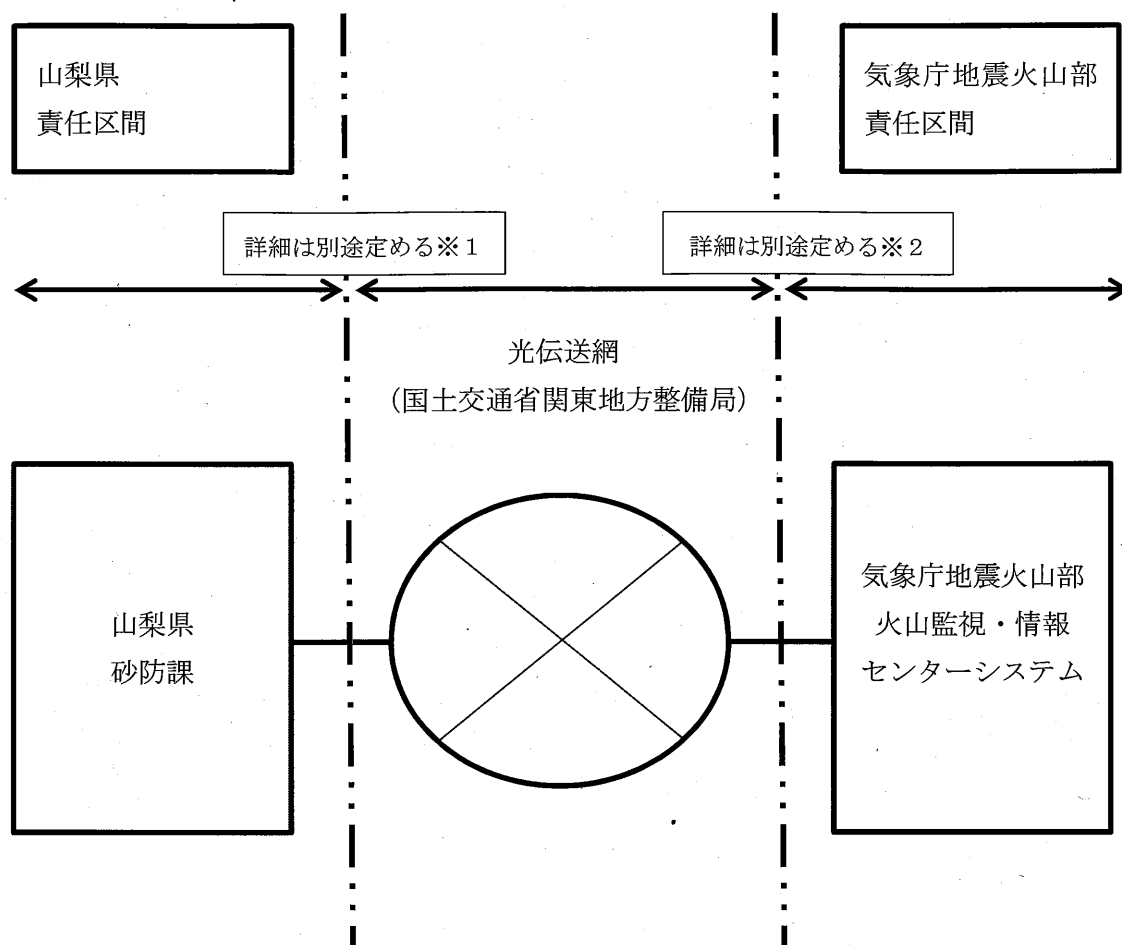


(乙)

気象庁地震火山部管理課長
土井 恵治



別図1 映像データに係る山梨県と気象庁地震火山部のシステム構成及び責任区間



※1 山梨県から関東地方整備局においても、山梨県及び甲府河川国道事務所との別途覚書に基づき映像データの提供がなされる。

※2 関東地方整備局と気象庁地震火山部においては、別途、協定に基づいて映像データの提供がなされる。